

第7回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 議事録

日 時:平成27年3月27日(金) 15時00分～15時55分

場 所:伊予市立図書館 三世代交流室

参加者:検討委員会委員 14 名、事務局6名、関係者4名、委託業者1名

1 開会

- 委員長あいさつ
- 配布資料の確認

2 議事

(1)公民館に係る市の方針等について

- 「都市再構築戦略事業交付金導入の経緯について」の説明(事務局)
- 「中央公民館・郡中地区公民館の今後のあり方について」の説明(事務局)
- 前回の委員会で示された計画の変更案では、都市再構築戦略事業交付金を使う方向で決定したとあり、今日も同様の説明であった。これまでタウンミーティング等での市民への説明では、建設基本計画に基づいて図書館、文化ホール、公民館の3施設とするとされており、ワークショップでは郡中地区公民館とするとの明言もされてきた。計画に郡中地区公民館を含めると交付金の採択基準に抵触するから公民館の記述を全面カットしたもので、図書館・文化ホールの複合施設になると受け止めている。建設基本計画に明記した図書館、文化ホール、公民館を併せた複合施設と市民に説明しており、計画の変更は容認することはできないと申し上げた。さらに事務局から、公民館活動に使用することは可能であり、公民館を廃止するものではなく、施設機能は十分に確保しているので支障はない、公民館については別途協議するとの説明が、今回と同様であった。

これについては我々と意見が異なるため納得ができないという話をし、市長から別途協議したいとの申し出があったため、3月23日に市長室にて郡中地区広報区長協議会の要望について協議を行った。公民館の位置づけや要望を申し上げたが、市長からは「話を聞いたが、要望を叶えることはできない。理解を求めろ」とのことであった。

また、事務室を庁舎またはふるさと創生館に置くという要望は、郡中地区の住民の総意か、個人的な見解ではないかとの指摘をされた。そこで、昨日郡中地区の総会があり、15人中14人出席するなかで郡中地区の総意を確認し、この説明については反対するということで決定した。したがって、郡中地区住民の代表である区長を総じて、計画は容認できない。

容認できない理由としては、施設が使用できる・できないの問題でなく、「公民館でなくなること」、「公民館としての表示・看板がなくなること」、「施設内に館長・主事を置くことができないこと」、「公民館専用備品や社会教育団体の備品を置くことができないこと」、「補助金の採択基準は厳しいため、会計検査に対応するためには公民館のことは全面削除されてしまうこと」、「現状においても他の地区公民館より社会教育のサービスが劣っていること」、「施設と事務室が遠く離れることでサービスの低下が増幅し、制約や制限が発生すること」など、公民館活動に支障を来すから反対している。

もうひとつ大きな理由として、合併してから10年で人口が3,000人減っている。今後も減少し、歳入も減るだろう。歳入が減れば、それに合わせて予算を見直さざるを得ず、社会教育予算も例外でなく削減されるものと思われる。そうなれば何年か後には施設使用料は免除でなく有料になるだろう。専任の館長・主事も兼任になってしまう。さらにこれ以上予算を削減するとなれば、地区の館長・主事・専任の職員を置かないということも想定される。地域が社会教育を行うためには事務室が必要。現時点で専用の事務室が置けないのであれば、未来においてもできない。社会教育の恩恵を受けられなくなる事態も想定される。その例として、三市町が合併した際は、「伊予方式」として地域事務所に庁舎同等の業務をするとしていたが、4課が2課になり、現在は1課。毎年、職員は減っていく。仕方ない面もあるが、10～15年後には地域事務所でなく支所になってしまうだろう。また、伊予市は住民自治を敷いており、自分たちでできることはやってほしいということになっている。そうしたときに事務室がなければ何もできない。公民館の事務室を郵便局跡地に設けることを要望する。それができないのであれば、当初の計画に戻してもらいたい。交付金を受けるなどとは言わないが、最低限のことは保証してほしい。(委員)

- 事務局の説明では、ふるさと創生館に公民館の事務室機能を移すとのことでした。新しい施設においては、郡中地区公民館の機能を果たすことができるとのことだったが、いまの委員の発言では、やはりこの施設に事務室を置いてほしい、そうなればサービスが低下しないし、郡中地区公民館の活動が守られるだろうとのことでしたが、他の皆さんのご意見をお伺いしたい。(委員長)
- 先ほどの委員の意見もあるとは思いますが、今回は都市再構築戦略交付金を活用する話が出てきており、公民館の記載を外さなければならない。公民館は別の形とはなるが利用はできる、地域交流機能として活用していくと言われており、実質的には使えると理解しています。

一方、公民館については別途話し合いをするということですが、前々回でも申し上げたとおり、公民館は現在、設置基準の緩和、業務や生涯学習の新たな考え方に沿って新しく公民館を再編しようという流れに全国的になっています。以前、私が公民館運営審議会の委員をやっていた際、館長の諮問を受けて平成20年、21年の2回、答申を出しています。その中では、今後検討いただきたい事項として、公民館のかたちが従来の中山、双海のような現況に沿ったあり方というのがある一方、郡中地区については人口も多く、住民自治の場としてなかなか機能していないという課題を挙げました。当時、伊予市の総合計画のなかで基本条例を策定しましたが、そのなかで住民自治の仕組みとして、佐礼谷、内子などを参考に「自治支援センター」という考え方を出しています。それで公民館と新しいコミュニティ組織を将来的には結びつけていこう、というものとなりました。四国中央市も公民館の整備計画において、基本条例に基づいて地域のことは自分たちでやっていこうという方向で進んでいると聞いています。伊予市のコミュニティ計画もきちんと確立しながら、公民館の役割を考えていかななくてはなりません。おそらく事務室をふるさと創生館に置いたとしても、郡中地区15,000人という規模を考えると、地域のことは地域でやろうというのはなかなか進まないだろうと思います。下吾川、上吾川、米湊といったように、大字の単位で新しい自治計画を作って、地域の集会施設も充実させて、この単位で動いていくというのも、公民館の将来の役割として求められているのではないかと、という話を答申で申し上げたが、あまり取り上げられていません。今後の検討でまたこの件についても思い出してもらい、検討していただきたい。

事務室については、先ほどの説明のような考えでいくとのことですが、新庁舎が出来た後、一番いい形を再検討し、機構改革も併せて検討してもらい必要があるだろうと思います。現時点では、自主性ある公民館の役割がこのなかで担保されるということが市民に理解されるのであれば、この方針で良いのではないかと思います。(委員)

- 事務室と現場が離れるのはよくない。たとえば、図書館に生涯学習機能があるので、その担当職員に、表向きには言えないが公民館の現場事務をやらせてはどうでしょうか。社会教育の現場にはトップはいらないのです。国を騙すことはできないが、図書館の職員を増員して、その人に公民館事務を実質的に行ってもらおうという方法でクリアしたい。館長はふるさと創生館にいればいい。市民から何か相談があった場合、いちいち創生館から連絡をするのは手間がかかり、やはり現場に人がいなくては駄目。庁舎やふるさと創生館がいくら近くても、館内に置く方法を考えていただきたい。(委員)
→貸館をするときに、現場で分かっている人を館内に置くべき、ということではないかと理解しました。そのあたりは来年度の検討のなかで、ホールのこと、公民館のことを分かって貸す方策について検討していくことになるでしょう。(委員長)
→ホールと公民館は別々に置いた方がいいのではないかと思います。(委員)
→その点も含めて協議が必要です。(委員長)
- 累々申し上げたとおり、この計画案に対して反対している。公民館を削除したということについて、この計画案を反対している。多数決をしたら私しか反対する人はいないかもしれないが、こういう意見があったということを答申の際には残してもらいたい。みんな賛成しましたよ、という話では絶対ないということは残してもらわなくてはいけない。我々区長会としては、あらゆる阻止に努めざるを得ない。そのぐらいの気持ちがないとここで発言していない。最低限、施設の前に消防詰所みたいな事務所を作ってくれればいいと言っている。2,000 万ぐらいあればできる。それもしないのであれば、施設使用料を有料にしてもらって構わない。財政が逼迫しているのは分かっている。必要な費用は皆負担しなくてはならない。しかし、いま事務室ができれば、未来永劫できないので主張している。今回、この案で結論を出すのだろうが、このままであれば我々は何らかの行動を起こすだろう。結果どうなるか責任はとれない。(委員)
→必ずしも全会一致ではないかもしれないが、多数決はとりたくないと思っています。反対の意見があったことを議事録に明記したい。それもあるので他の皆さんのご意見も伺いたい。事務局に確認ですが、ふるさと創生館でも一定の集会事業ができるということでよいでしょうか。(委員長)
→(事務局から肯定の声あり)
→ふるさと創生館でも集会事業はできるとのことですが、そうはいつでも 2 つに分かれてしまうことを懸念する声があるということでした。また委員からは、職員を 1 名つけてはどうかというご提案がありました。そのあたりは来年度の運営の検討のなかで時間をかけて考えていくことかと思えます。その前の委員からは、これを機に公民館全体のあり方を見直していくべきで、新施設はコミュニティセンターの機能を持つので、住民自治を進めるなかで、連携するのか、どう関わっていくかという点について考えていくことになるだろう、というお話がありました。(委員長)
- 3 月 22 日のワークショップに出られなかったのですが、そこに来られている市民にはどう理解されたのですか。(委員1)

→料理教室はできるのか、といった個別の事業の質問が出ていた程度だったかと思う。(委員2)

→都市再構築戦略事業の交付金を使うことやその効果については、前々回の2月22日のときに説明しました。そのときは、理解する声も聞かれました。むしろ条件の良さに心配する声があったほどでした。夏に決まった補助金なので、県も手探りであり、国も出向いて説明をしてくれています。この交付金を使えないかもしれない、という話もあったのですが、市としてはこの有利な交付金を活用しないと財源が足りないということが明白に出ています。基本設計が終わったところで設計者から概算が出ていますが、震災や五輪の影響による資材・人件費の高騰を受け、庁舎のときより20%も高騰しています。発注するときにはさらにどれだけ上がるかという点を懸念している状況です。(関係者)

→市民の方々は、「機能がきちんとあるか」という点が注目しているポイントで、公民館の名前があるかどうかはそれほど意識されていないと理解してよいでしょうか。そもそも郡中地区公民館をここに、という話から始まったので、どうしても引っかかるところは出てしまうでしょうが、機能としては残すということを明記しているのであれば、基本的には私はこの計画に賛成します。しかし、名前が消えること、事務室がなくなることについては、公民館を担当されているところで話をきちんとしていただきたい。ふるさと創生館については郡中地区内にありますが、この施設とは離れるということで、この活用をどうするか、活用ができる職員さんがいるかということが、他の委員の仰るとおり必要かと思えます。そうはいつでも公民館の職員はおけないので、「機能を残す」という話しかできないかと思えますが、そのなかでやれることをやるということになるのでしょうか。ふるさと創生館などの施設は、どの程度現在の郡中地区公民館の活動を受け入れられるのかは分からないですが、そのなかでここをどう使っていくか、を考えることが望ましいと思えます。(委員1)

- 交付金を使うことには私も賛成した。しかし制約があるということについては、2月の説明ではなかった。制約があることを聞いたのは3月。負担が減るのであればそれはいい、というのは皆さん思ったことであるし、私も賛成したが、制約があることは知らなかった。ふるさと創生館も現在、色々な団体が使っている。そこに公民館活動が入ったら制約を受けて競合する。公民館利用者もふるさと創生館利用者も平等に扱わなければならない。これまで毎週使っていたのに1回飛ばさなくてはならない、という話になりかねない。新しい施設に事務室があれば、基本的な活動は新施設で行い、競合したらふるさと創生館や他施設を使う、というように整理できる。競合しない保証はない。(委員)
- 公民館の今後のあり方について資料で示されていますが、28年5月にこの公民館が解体され、31年度の開館、までの2年半をどうするか。また開館後をどうするか。しかし開館後は新しい施設が使えるので収まりもつくと思います。開館までの間は、従来からふるさと創生館も文化活動等で使われているので空いているはずありません。もともと伊予市の公民館は彩浜館からスタートしました。いまは保健センターもあるので、それらの施設を使って、開館までの間十分な対応をしていけるか、という点は心配しています。それと開館後のこと。いまの議論は開館後のことであるので、そこは区別したい。(委員)
- 交付金をいただかない、という判断はこの委員会ではできません。そのため、この件について多数決をとるということではできません。この委員会ですること、来年度以降、運用の問題として公民館活動をされてきた方が従来の活動を担保できるか、ということを考えるというのが役割だと思っています。

その点についてご意見を伺いたい。(委員長)

→交付金を受ける、受けないは我々の範疇ではないことは理解している。ただ 26 年から 27 年に至るなかで計画が変わるということについてどうなのか、ということを上申している。(委員)

→そう仰られても、リンクしていることであるので申し上げたところです。(委員長)

(2) 事業方針等のとりまとめについて

- 管理運営基本計画の変更点についての説明(事務局、委託業者)
- 前回の委員会で皆さんから出たご意見に対し、公民館に対して行ってきた議論を地域交流機能として書く、ということをした点と、来年度以降の詳細検討についての項目を挙げたというのが大きな変更点であるということでした。(委員長)
- いくら言葉を変えても公民館ではない。公民館はふるさと創生館に移り、将来的にふるさと創生館が郡中地区公民館になってしまう恐れがある。だからこの施設の近くに公民館事務室を置くと書いてくれれば私は納得する。2,000 万ぐらいのことができないのであれば、他の事業を見直す必要がある。(委員)
→確認ですが、事務室を近所に置く、とはどういうことを仰っていますか。(委員長)
→郵便局の跡地に事務室の建物を建てるということを言っている。2,000 万ぐらいでできるだろう。その程度の財源がないというのか。この計画に、「公民館事務室はこの近くに建てる」と書いてくれればいいではないか。(委員)
- 今回の複合施設は図書館機能、公民館機能、文化ホール機能が融合した新しい施設を作る、ということでここまでできました。先ほど説明があった4ページのところで、建設基本計画の公民館施設の目指す方向についての記述をみると、「法に基づく事業を実施できる機能を持つ」ということが「公民館機能」であるということを表しています。今回、名前は変えていますが、そういう機能は持っているので、公民館機能を持った施設です。「公民館でない」ということはない、という点は明確にしておきたい。ただ、事務室と専有の施設が一体となった従来の公民館の形からは変わります。事務室と活動場所が分かれる懸念については皆さんの仰るとおりですが、ここではこれ以上議論できないので、別の場で議論いただくのが大切だと思います。解体から開館までの取扱いとその後のあり方についても検討していただきたい。(委員)
- 中央公民館と郡中地区公民館が解体されるということであれば、物理的に代替施設を存在させるのが正しいと思います。ふるさと創生館を解体中に使って、新しい施設が出来たあともずるずるとふるさと創生館に置き換えられていくのではないかという懸念は私も理解します。考え方を改めて、ふるさと創生館の活動も含めて、ふるさと創生館を郡中地区公民館に書き換えてはどうでしょうか。(委員)
→資料では、現在「ふるさと創生館」としている施設を使っていくということを説明しています。将来的に、委員の仰るように施設名称を変更し、条例上の位置づけを変えることも教育委員会では検討していますが、それを現公民館が解体される段階で行うのか、新庁舎が出来た段階で行うのか、という点はまだ決めていないので、分かりにくい表現になっているかと思います。(事務局)
- いずれにしても、他の委員が懸念されている、ふるさと創生館の活動とのバッティングという課題は依然として残ります。新しい施設には公民館として使える施設があり、そことのリンクを図るけれども、事

務室が離れていることで活動に支障を生じるのではないか、という点は各委員もご指摘のとおりです。外向きには言わなくても構わないから、新しい施設内に公民館の担当職員を置いてはどうかというご提案もありましたが、他の委員からはそれでは不十分だから施設の外に事務室を建ててほしいという話が出たということです。

ふるさと創生館のあり方についてはこの委員会では議論しづらいところですが、基本的に市の方針としてはふるさと創生館が郡中地区公民館になっていくというように今の説明を受け取りました。これについては稼働率などの情報も不足していることから、これでいいかどうかについては議論しかねます。今後の検討課題にさせて頂けるとありがたいです。(委員長)

- 私は当初、公民館単独施設を要望していたが、譲歩して複合施設にすることを受け入れた。皆さんに公民館の必要性も理解していただいた。そうしたら今度は名称もない、館長もいない、主事もいない、ふるさと創生館に移すとなった。ふるさと創生館に行ってしまったら制約・制限があるのに、それでも我慢しろというのがこの案。容認はできない。制限・制約がある中での最低限の譲歩策として、郵便局のところに事務室を建ててくれと言っている。5億円安くなるという話をしているのに、2,000万のお金も出せないのか。これだけ書いてくれということを、郡中地区の総意として言っている。そうでなければ対抗策をとると言っているのに、それでも書けないのか。(委員1)
 - 別途事務室機能を検討する、という表現ではどうでしょうか。(委員長)
 - それでもいいが、それだけでは元の木阿弥になる可能性があるので、近くに建てると書いてくれればいいではないか。(委員1)
 - 「別途事務室機能については検討する」といった表現を記載する方向で、委員長と事務局で検討することをお任せいただくということでどうでしょうか。(委員長)
 - 今の委員1のご意見は議事録に残りますか。(委員2)
 - 残ります。議事録と共に市長にお渡しします。(委員長)
- だいたい方向性は見えていると思います。公民館機能はそのまま生きています。事務室をどうするかはここでは明示できないと思います。現在の公民館活動を基本に考えたら、ここではできません。たとえば私がやっている体操は常時 80 人活動していますが、新しい施設ではできなくなります。場所が狭くなるのでたくさんの受講希望者をどうするか、また新しい施設ができるまでどうするかという課題もありますが、一方で出来上がるまでに事情が変わる可能性もあります。前提として、今までの活動がそのままできるということはありません。使用希望のバッティングもするでしょう。そういった問題は都度考えていかざるを得ません。問題は名称と、事務室をどこに置くかということではないでしょうか。名称は、ここだけ使わないのであれば他はどうするのか、という問題もあるでしょう。ここに事務室がないということは不便にはなるでしょうが、これを逆手にとって、「伊予市らしさ」を出して上手に使うチャンスでもあると思います。知恵の出し方の問題ではないですか。先ほど委員が出されたような方法(注:公民館の活動の分かる職員を1名おく)もできるのではないかと思います。いいアイデアが出てくるのではないのでしょうか。(委員)
- 計画のことと、公民館のことと話が出ていますが、公民館のことは別で話さなければいけないでしょう。私の団体は、ふるさと創生館を年間 150 日ぐらい使わせてもらっています。この施設が出来までの間、従来通り使うのは無理だろうと思っています。その代わりにどこを使うか、という問題が出てきます。

私の団体ができて 35 年経ちますが、私が参加してからはずっとふるさと創生館を使っています。その前はたらいまわしにされ、ゴミ置き場なども使っていたようです。問題は音が出るということ。今のふるさと創生館を使うようになってからは音の苦情がない。だから、これからどうなるかは大変気になっていますが、新しい施設が出来上がってからは思う存分使わせていただきたい。郡中地区公民館とのすみわけについては、公民館での議論が必要だと思います。(委員)

- 他の委員が懸念されている、計画で公民館ができるはずだったのに消えてしまう不安、がっかりする気持ちというのは大きいと思います。しかし市の方針として交付金を使うことは決定しているのだから、あとは解体している間に、いい案を出して、今までの活動がある程度できるように、また今までのとおりできないことは工夫していくしかないと思います。(委員)
- ここに来なければ、公民館のことをよくわからないままでした。ただ使う立場として、「いままでどおり使えるのであればいいや」と受け止めていたでしょうが、使えるということは、他の委員たちのようにお世話をしてくださる方、運営している方がいるおかげ。この委員会で検討できないとしても、公民館のことについては別の場で納得いくように話し合いをしてもらえればと思います。(委員)
- いちど資料になったら「ふるさと創生館で決まったんだ」と受け止めてしまいますが、先ほど事務局が説明されているのを聞くと、まだこれから変更することもあるようなので、変更になる可能性についても示す必要があったのではないかと思います。ふるさと創生館は私も使わせてもらっていますが、いつも使われているわけではないので勿体ないなと思っていました。施設を建てれば、維持管理の費用の問題もあるので、先々のことも考えていかなければいけないなと思います。しかし他の委員の仰る「最初の計画はこうであったのに」という思いももつものなので、なんとか今までの皆さんの連携のなかで検討を進めてもらいたいです。この施設が開館するまではふるさと創生館を使うことは理解されているようですが、この先について、いいアイデアを出せる時間もあると思うので、私も考えの途中経過ではありますが、今の意見として申し上げたい。(委員)
- 「検討する」という言葉は政治的な表現として使われがちなので、本当に検討する場を 15 広報区の方々に対して設け、いま話に出ているような「公民館活動としては使える」「機能と施設とは違う」ということを具体的に整理して話をする場を持ってあげなくてはいけないと思います。他の委員のご提案にあった、事務室を別途建てるということについては、郵便局跡地を買うお金も交付金を頂く対象とするのであれば、事務室を建てることはできないのではないかと思います。(委員1)
→アライブづくりで委員会をしているのではないので、15 広報区の方にはきちんと話をしていただきたい。事務室の件については、いまここで市から「ふるさと創生館に置く」という案はあったけれども、委員のなかには納得していない人もいる、今後検討していくということで落とすところとしてはどうか。(委員長)
→「検討する」といっても検討しない。「建設する」と書いてもらわなくてはならない。事務室を建てる土地については交付対象から除外すればいい。15 広報区の区長は事務室を郵便局跡地に置いてくれというのが総意。これをどう判断し、書くのかはこの委員会で決めてもらいたい。(委員2)
→ですから私の案は「検討する」としてはどうか、というものでしたが、委員2が「検討する」だけでは建てられないというのであれば、公民館のあり方を 15 広報区で議論していくということで残してはどうかと思っています。(委員長)

→「中央公民館・郡中地区公民館の今後のあり方について」という資料が現時点での事務局から委員会への報告資料であると理解しているので、郡中地区公民館はふるさと創生館を事務室とする方向なのでしょう。暫定的にふるさと創生館を使うことは賛成しますが、新庁舎には会議室など市民が使えるスペースがあります。そういう意味では交流機能を持った施設が作られているわけなので、新庁舎ができれば会議室が増え、活動スペースが著しく増えます。そのときに考えが変わる可能性もあるのではないですか。今の時点ではこれでいいが、結論としないでもらいたい。また、事務室の問題については、ここに書かなくていいのではないのでしょうか。(委員3)

→暫定的にふるさと創生館を使うことに決めた。その後は新庁舎のこともあるので再検討する、ということでしょうか。(委員4)

→「検討する」はいつまでも「検討する」でしかない。建てるを書いてもらわないといけない。意見が異なるのは構わないが、15 広報区長は納得しないということだけは申し上げたい。(委員2)

→そこは議事録に残して市長にお渡しする。事務室に関する委員2及び郡中地区の方々のご意見について、文言は事務局と委員長にお任せいただくということでよろしいか。(委員長)

→(同意の声あり)

- 細かい文言については、まだ少しご意見もあるかもしれないが、今回配布された管理運営基本計画で、大きな方針としてはご了解いただきました。反対される委員のご意見も鑑みるということで進めさせていただきます。(委員長)

→結局計画中に書くのかどうか。(委員)

→議事録にはきちんと残ります。(委員長)

→議事録に残されても、計画としてはこれでよし、ということになるのではないか。(委員)

→反対意見が 1 名あったということは議事録に記します。事務室を建設するということは明示しません。公民館について検討する機会を別に持つということは 5 ページに既に書いてあるので、ここに書き足す内容について、お任せいただきたい。(委員長)

→事務室についても「公民館機能」ということに含まれるので、公民館機能については別の機会に検討するというでいかがか。(事務局)

→委員のご意見を勘案すると、「(ソフト、ハード含む)」と追記した方がより望ましいでしょうか。(委員長)

- 公民館の事務室というのは、どういう位置づけであると理解すればいいのでしょうか。(委員1)

→地域住民が事務室に行って、「公民館事業はああだこうだ」と話をする場が必要。市役所みたいな広いところではそういう話がしづらい。館長と主事がいるだけの場所がいい。(委員2)

→広さはどのくらい必要なのか。(委員1)

→ちょうどふるさと創生館の事務室ぐらいです。中村、大平の公民館事務室をイメージしていただきたい。いまの中央公民館の事務室は、旧伊予市の教育委員会の学校教育と社会教育の事務所が入っていたので結構広いのです。(事務局)

- 文言はお任せいただいて、反対される委員のお気持ちも配慮しながら、公民館機能の中身を具体的にカッコ書きでも書くようなかたちを検討したいと思います。(委員長)

→4 ページに「公民館機能の目指す方向」という箇所では社会教育法に則るという記載があるので、そ

こで統一させてもらいたい。公民館機能を網羅した形での記載、というご意見については、「公民館活動を行える場」として表現したい。(事務局)

→文言についてはお任せいただきたいが、「建物を建てる」とは書けないということによろしいですか。

お一人の委員が賛成していないことは十分承知しています。来年度もこの委員会は続くので、「検討する」といって検討しない、ということはありません。(委員長)

→いつまでこの委員会は続くのか。(委員)

→来年は6月ごろから再開し、2年間ぐらい、詳細を検討していくことになるかと思います。ただし公民館機能、運営については決めていきますが、公民館そのものについては別の場での検討となります。(委員長)

→21ページの参考資料の設置要綱があり、第4条に任期について管理運営計画の策定までとあります。第1回でご説明したとおりですが、そのようにご理解いただきたい。来年度からは実施計画として、具体的な計画に踏み込んでいきます。(事務局)

→施設が開く前年には決まると思うので、それまで3年程度とさせていただきたい。(委員長)

- 21ページで今後の検討のことを網羅してもらっているが、開館スケジュール及び準備体制について書き加えてもらいたい。来年度は実施計画の段階に入るので、準備室のような準備体制を作っていないかなくてはいけないのではないかと。(委員)

(3) その他

- 都市再構築戦略交付金の申請はいつ開始するのか。(委員)

→現在、業者に業務委託契約をして検討を進めています。5月末に成果品を納入してもらい、6月にパブリックコメントをして策定、9月ごろに正式に申請したいと考えています。(関係者)

→交付決定するまでは、取り壊さないということか。(委員)

→着工しないということである。(事務局)

- 今回、郡中地区公民館をふるさと創生館に置くというご説明をしたときに、前回の委員会で社会教育課長が話をし、また22日のワークショップで私が話をした「新しい庁舎の中に置く」という話と違うというご指摘を受けるかと思っていました。一応ご説明すると、今後の公民館での協議のなかで、選択肢は両方あると思っただきたい。(委員1(行政職員))

→庁舎は絶対にいけない。(委員2)

→それを含めて公民館全体のあり方をいい方向に見直す、ということをお願いしたい。(委員長)

以 上